

NPO法人に係る閲覧書類と自由に利活用できる情報について

法定された閲覧書類

(現在)

閲覧書類
 ※PDF(内閣府:印刷不可
 一部の都道府県:可)
 (認証)
 ・定款等
 ・役員名簿等
 ・事業報告書等
 (認定)
 ・認定申請書及び添付書類
 ・事業年度報告書
 など

閲覧対象でない書類
 ・寄附者名簿

(当面の方向)

閲覧書類
 ・謄写を可能に
 ・インターネットでの提供を確実に

↑ ↓
 閲覧対象書類の追加等

閲覧対象外にする書類

〔電子入力データの活用〕

自由に利活用できる情報

**内閣府
 NPOポータルサイト**
 ・団体名称
 ・所轄庁
 ・都道府県
 ・法人認証年月日
 ・目的
 ・代表者名
 ・活動分野
 ・主たる事務所
 ・従たる事務所

民間データベース
 ・組織情報
 ・財務情報
 ・活動情報
 など

どこまでの情報を誰が入力・運用するのか。

(参考)

公益法人における情報基盤

閲覧書類
 ※PDF(コピー可)
 毎事業年度、行政庁に提出する財産目録等の書類は、すべて閲覧又は謄写の対象。ただし、役員名簿と社員名簿については、住所に係る記載の部分を除く。

98%の法人が電子申請を利用。公益認定等委員会が策定した公益法人会計基準に沿った書式での電子申請を推奨している。

公益認定申請に係る書類は、閲覧対象外

公益法人Information
 〔運用:内閣府
 入力:内閣府・都道府県〕
 ・法人の名称フリガナ
 ・法人の名称
 ・法人区分
 ・行政庁
 ・郵便番号
 ・主たる事務所の住所
 ・代表電話番号
 ・代表者の氏名
 ・ホームページアドレス
 ・事業年度
 ・事業の種類
 ・事業の概要

NOPODAS(公益法人協会)
 公益Informationの基礎的情報に追加して、組織情報、財務情報、活動情報などを法人が自主入力できる。